

東電福島原発事故に関する損害賠償の請求を促すための広報等の取組

令和 7 年 5 月 2 3 日

(全体方針)

○ A D R センター等の周知を含め、損害賠償請求を促すため、国と関係機関が連携して広報活動を実施し、必要な情報を周知すること。

上記の方針を踏まえて、令和 7 年 1 月以降、主に以下の活動を実施。

※実施予定のものも含む。

※ A D R センターの広報等の取組は資料 3 も参照。

※東京電力における広報等の取組は資料 1 も参照。

1 追加賠償を含む賠償請求を促す広報活動

① 原子力損害賠償に関するチラシの作成・配布

●期間 : 令和 7 年 2 月より実施

●部数等 : 約 1 1 6 , 3 0 0 部

●主な配布先は以下のとおり :

(i) 自治体 ^(※1)

(※ 1) 福島県、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村、南相馬市、川内村、楢葉町、川俣町、広野町、田村市、伊達市、いわき市等

(ii) 商工会連合会、商工会議所、病院、社会福祉協議会、農業協同組合中央会、中小企業団体中央会、漁業協同組合連合会、市長会、町村会（福島県と連携）

(iii) 避難者支援団体等

(生活再建支援拠点(26 拠点)、みんぷく(3.11 被災者を支援するいわき連絡協議会) など)

(iv) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構(N D F)、法テラス、復興庁福島復興局等関係機関

(v) 商業施設(複合商業施設、交流施設、スーパー、直売所、道の駅、宿泊施設等)

(vi) 全都道府県の弁護士会、司法書士会(日本弁護士会、福島県司法書士会と連携)

② ADR センターへの申立て手続き解説漫画の作成・配布

●期間 : 令和 7 年 2 月より実施

●部数等 : 約 1 , 0 0 0 部

●主な配布先は以下のとおり :

(i) 商業施設(複合商業施設、交流施設、スーパー、道の駅等)

※ A D R センターにおいて関係自治体と連携しながら配布先を順次拡大中。

③ テレビCMの放映

- 期間 : 令和7年1月6日～13日、2月11日～3月31日 に実施
- 部数等 : 約250本
- 放送実績は以下のとおり :
 - (i) 福島県内の民放4局 (福島テレビ、福島中央テレビ、福島放送、テレビユー福島)

④ 首都圏、北関東の駅構内へのポスター掲出

- 期間 : 3月11日周辺の1週間程度実施
- 部数等 : B1ポスター4か所、B2ポスター8か所
- 掲示先は以下のとおり :
 - (i) 上野駅、大宮駅、水戸駅、土浦駅、日立駅

⑤ 第五次追補策定を踏まえた最近の代表的な和解事例を掲載 (文部科学省 WEB サイト)

2 今後の予定

- 上記の取組を踏まえ、引き続き、ADRセンター等の周知とともに、損害賠償請求を促すことを含め、広報活動を進めていく。

(参考)

その他の関係機関による被災者の御要望に応じた個別相談活動、請求手続支援

- ① 請求漏れチェックシートの活用促進 <NDF>
- ② 未請求項目の有無に対する問合せ対応 <東京電力>
- ③ 無料法律相談の実施 <NDF、法テラス^(※2)>
 - (※2) 令和3年4月1日以降の申込みは一定の要件を満たした方に対してのみ実施
- ④ ADR申立てに係る説明会への調査官の派遣 <ADRセンター>
- ⑤ 相談窓口や戸別訪問による請求書の作成支援等、請求手続のサポート<東京電力>
- ⑥ 追加賠償に係る請求書作成支援 <NDF>

東電福島原発事故に関する損害賠償請求に係る広報の取組

これまでの広報資料（※主に令和6年度に実施したものを掲載）

①原子力損害賠償に関するチラシの作成・配布



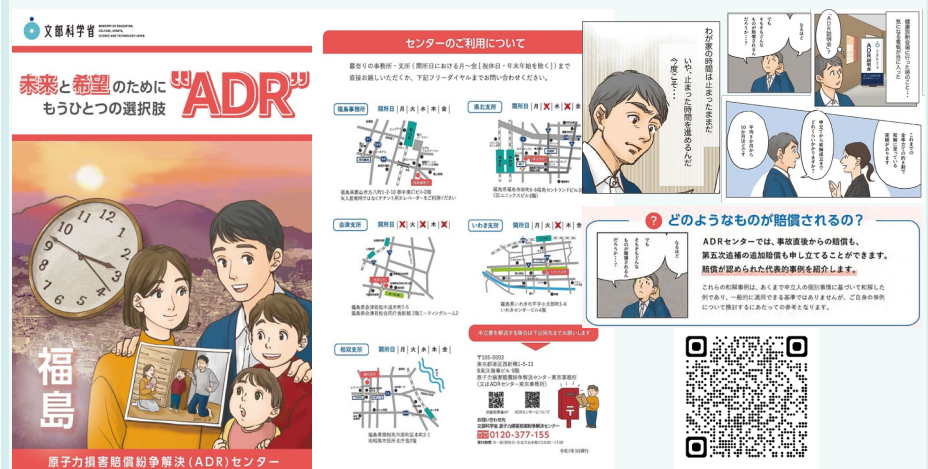
（表面）



（裏面）

令和7年2月より福島県内自治体・関係機関、全都道府県の弁護士会、司法書士等へ配布（約116,300部）

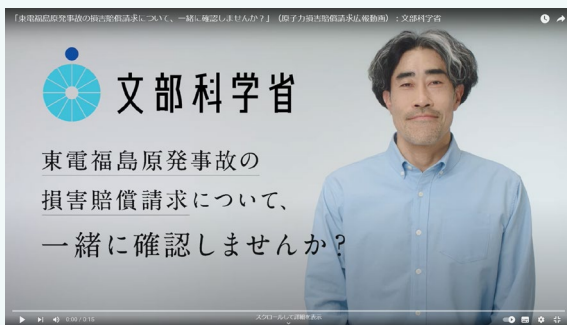
②ADRセンターへの申立て手続き解説漫画の作成・配布



（漫画全編はこちらから）

令和7年2月より県内道の駅、複合商業施設等に配布（約1,000部）

③テレビCMの放送

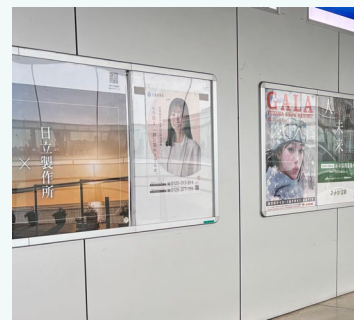


福島県内でのテレビCM（約250本）
第1回放送：令和7年1月6日～1月13日
第2回放送：令和7年2月11日～3月31日

④首都圏、北関東の駅構内へのポスター掲出（上野、大宮、水戸、土浦、日立）



（土浦駅）



（日立駅）

令和7年3月に掲載（B1ポスター4か所、B2ポスター8か所）

⑤WEBサイト更新



最近の代表的な和解事例を掲載